

令和4年度

監査結果報告書
(前期定期監査)

糸島市監査委員

4 糸 監 第 7 9 号
令和4年11月25日

糸島市監査委員 谷 昌 治
同 川 上 伸 悟

令和4年度監査結果報告書（前期定期監査）について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、公表します。

目 次

| | | |
|-------|-----------------------|----|
| 第1 | 監査基準に準拠している旨 | 1 |
| 第2 | 監査の種類 | 1 |
| 第3 | 監査の対象 | 1 |
| 1 | 対象部課等 | 1 |
| 2 | 提出調書及び書類 | 1 |
| 3 | 基準日 | 1 |
| 第4 | 監査の着眼点 | 1 |
| 第5 | 監査の主な実施内容 | 2 |
| 第6 | 監査の実施場所及び期間 | 2 |
| 1 | 実施場所 | 2 |
| 2 | 期間 | 2 |
| 第7 | 監査の結果 | 2 |
| | 【特に措置を講じる必要があると認める事項】 | 2 |
| | 【是正又は改善が必要である事項】 | 2 |
| | 【各課個別事項】 | 2 |
| 経営戦略部 | | |
| | 〈企画秘書課〉 | 2 |
| | 〈情報政策課〉 | 4 |
| | 〈財政課〉 | 4 |
| 地域振興部 | | |
| | 〈コミュニティ推進課〉 | 4 |
| | 〈生涯学習課〉 | 5 |
| | 〈文化課〉 | 7 |
| | 〈人権・男女共同参画推進課〉 | 8 |
| 市民部 | | |
| | 〈市民課〉 | 9 |
| | 〈税務課〉 | 9 |
| | 〈収税課〉 | 9 |
| | 〈国保年金課〉 | 10 |

令和4年度 前期定期監査 結果報告書

第1 監査基準に準拠している旨

定期監査に当たっては、糸島市監査基準に準拠して監査を実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

第3 監査の対象

1 対象部課等

経営戦略部：企画秘書課、情報政策課、財政課

地域振興部：コミュニティ推進課、生涯学習課、文化課、人権・男女共同参画推進課

市民部：市民課、税務課、収税課、国保年金課

2 提出調書及び書類

- ① 業務分担表
- ② 契約（委託料）の執行状況
- ③ 契約（使用料及び賃借料）の執行状況
- ④ 契約（工事請負費）の執行状況
- ⑤ 補助金の交付状況
- ⑥ 減免に関する状況
- ⑦ 公有財産の目的外使用許可に関する状況
- ⑧ 前回定期監査に基づく改善策及び顛末
- ⑨ 令和4年度歳入・歳出決算額確認リスト
- ⑩ 契約書及びその締結に係る一連の書類
- ⑪ 指定管理者との基本協定書、年度協定書及び指定管理者評価シート
- ⑫ 補助金設計書及び補助金交付に係る一連の書類
- ⑬ ゼロ出張命令簿
- ⑭ 財務事務に関する要綱及び内規
- ⑮ 郵便切手等受払簿

3 基準日

令和4年8月31日

第4 監査の着眼点

地方自治法第2条第14項及び第15項に規定される趣旨に沿い、事務事業がなされているかどうかを基本とし、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、市の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを主眼とした。

第5 監査の主な実施内容

監査対象課から、あらかじめ調書及び書類の提出を求め照合調査するとともに、各課が担任する事務事業について、課長等から説明を受け、必要に応じ意見聴取を行った。

第6 監査の実施場所及び期間

1 実施場所

監査室

2 期間

令和4年8月26日から令和4年10月28日まで

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、運営の合理化に努めていると認められた。

また、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部に次のとおり是正又は改善が必要である事項が見受けられた。

【特に措置を講じる必要があると認める事項】

勧告すべき事項は、該当がなかった。

【是正又は改善が必要である事項】

是正又は改善が必要である事項は、以下のとおりである。これらの事項については、内容を十分検証して必要な措置を講じるとともに、適正な事務の執行に努められたい。

なお、監査の過程において行った指導・助言のうち、軽微な事項等についての記述は省略したが、併せて改善を図られたい。

【各課個別事項】

経営戦略部

〈企画秘書課〉

監査実施日：令和4年10月3日

1 契約保証金に係る規定を契約書に明記しない場合の決定書への理由付記について

契約保証金に係る規定を契約書に明記していないふるさと応援事業業務委託契約締結の決定書に、契約保証金に係る規定を契約書に明記しない根拠等が記載されていなかった。財政課が示している「契約保証金事務の手引き」では、契約の性格から相手方が主体性を持つ契約については、契約書に契約保証金に係る規定を明記しないこともできるが、契約書に契約保証金に係る規定を明記しない根拠等を明確にし、決定書に記載すること

とされている。

適正な事務処理をされたい。

2 業務委託契約締結に係る決定書への年間予定額の記載について

ふるさと応援寄附事業業務委託契約は、各事業者と、委託料について寄附受入金額に対する割合を定めて締結されているが、各契約の決定書には、契約に係る委託料の年間予定額の記載がなかった。年間予定額により契約締結決定に係る専決区分を判断し、また、契約保証金を免除とする場合は免除の根拠とする糸島市契約事務規則第 24 条における適用号を判断することとなるため、決定書には年間予定額の明記が必要と思われる。

適正な事務処理をされたい。

3 契約書への委託料の規定について

ふるさと応援寄附事業業務委託契約について、委託料は、寄附受入金額にあらかじめ定めた率を乗じて算出しているが、契約書には「委託者は、受託者に対し、委託業務の対価として、第 4 条に定める業務報告書記載の委託料を支払う。」と規定するのみで、具体的な率を明記していないものが見受けられた。

このことについて説明を求めたところ、企業の契約書フォームであるため契約書に率は規定しておらず、毎月の業務報告書により委託料が寄附受入金額にあらかじめ定めた率を乗じて算出されたものであることを確認しているとのことであった。

糸島市契約事務規則第 21 条第 2 項において、契約金額は契約書に記載しなければならない事項として規定されており、委託料又はその算定方法について契約書への明記を検討されたい。

4 指定納付受託者の指定に係る告示について

令和 4 年 4 月 1 日に指定納付受託者を指定後、地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 2 項の規定に基づく告示は、令和 4 年 9 月 22 日になされていた。今後は指定後、速やかに事務処理をされたい。

5 事故繰越予算の調定について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、令和 4 年 4 月 1 日付けで調定決定されるべき事故繰越予算の調定がなされていなかった。

適正な事務処理をされたい。

〈情報政策課〉

監査実施日：令和4年10月5日

1 契約保証金を免除する場合の実績資料の添付について

委託契約において、糸島市契約事務規則第24条第3号を根拠として契約保証金を免除していたが、実績となる契約書の写しが契約締結の決定書に添付されていなかった。

財政課が示している「契約保証金事務の手引き」では、同条第3号を適用する場合、実績となる契約書の写し（2件）を決定書に添付することとされている。

適正な事務処理をされたい。

2 契約保証金を免除する場合の根拠について

地上デジタル・データ放送地域情報発信サービス「dボタン広報誌」利用契約は、糸島市契約事務規則第24条第7号を根拠として契約保証金を免除しているが、契約締結の決定書には同号を適用する旨の記載がなかった。財政課が示している「契約保証金事務の手引き」では、契約保証金は、同条各号のいずれかに該当すれば免除できるが、その際は契約書及び決定書にその根拠を明確に示す必要があると規定されている。

適正な事務処理をされたい。

〈財政課〉

監査実施日：令和4年10月7日

指摘事項なし

地域振興部

〈コミュニティ推進課〉

監査実施日：令和4年10月12日

1 契約締結の専決区分及び契約保証金に係る規定を契約書に明記しない場合の決定書への理由付記について

定期建物賃貸借契約及び土地賃貸借契約締結の決定書の決定区分が、それぞれ課長決定、部長決定となっていたが、糸島市職務執行基本規則別表第5の4財産管理に従えば、総額が50万円未満のものは部長決定、賃貸借期間が1年を超えるものは市長決定が必要である。

また、契約締結の決定書に、契約保証金に係る規定を契約書に明記しない根拠等が記載されていなかった。財政課が示している「契約保証金事務の手引き」では、契約の性格から相手方が主体性を持つ契約については、契約書に契約保証金に係る規定を明記しないこともできるが、契約書に契約保証金に係る規定を明記しない根拠等を明確にし、決定書に記載することとされている。

適正な事務処理をされたい。

2 補助金に係る交付額の確定について

令和3年度補助金に係る交付額の確定について、全てが課長決定となっていた。

当該決定は、提出された実績報告をもとに相手方の行為の完了を確認し、事業費の精査を行い、交付決定した額を事業完了後に確定させる行為であることから、確定する額に応じて決定区分を判断する必要があると思われる。

適正な事務処理をされたい。

3 糸島市立コミュニティセンター施設提供等に関する基準について

「糸島市立コミュニティセンター施設提供等に関する基準」が部長決定により決定されていたが、同基準13頁には、減免団体例一覧表があり、糸島市立コミュニティセンター条例施行規則別表第2に規定する「その他市長が特に認めるとき」の例も示されている。市長が特に認めるときを別に定めるのであれば、市長決定が必要である。適正な事務処理をされたい。

同じく13頁の減免の区分別の取扱いについて、「その他市が特に必要と認めるとき」は起案文書にて決定すると規定されているが、起案決定がなされていなかった。また、同基準18頁には認定サークルに係る使用料等の規定があり、減免については、センターで使用料等を3か月ごとに算出して担当課長が決定すると規定されているが、実際はセンター長による決定とされており、基準との不整合が認められた。基準が実情に即していないのであれば、必要に応じ、基準の改訂について検討されたい。

4 コミュニティセンターの行政財産の目的外使用について

一括して課長決定により許可された、各コミュニティセンターの行政財産の目的外使用について、許可期間は2年間、使用料は糸島市行政財産の使用に関する条例第3条第2項及び第5条の規定により算定し、同条例第7条第4号の規定による免除とされていた。

糸島市会計事務規則第79条第2項では、「使用許可期間は、1年を超えることができない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。」と規定されており、2年間の許可であれば市長決定が必要である。

また、使用料の算定について条例第5条を適用する場合及び使用料の減免について条例第7条第4号を適用する場合は、市長決定が必要である。

適正な事務処理をされたい。

〈生涯学習課〉

監査実施日：令和4年10月14日

1 委託料の精算等について

いとしま天文台活用業務委託契約について、仕様書には活動内容、回数等が具体的に記載されていないことについて説明を求めたところ、契約後、見積書に記載された活動内容等について年度計画書を作成の上、実施するとのことであった。

年度計画書により企画した内容を急遽中止とした場合について説明を求めたところ、準備に費用を要するため、契約変更による委託料の変更は想定していないとのことであった。

仕様書に、活動内容、回数等の具体的な記載は必要と思われる。また、その履行について変更が生じた場合は、必要に応じ、契約額の変更又は精算について検討されたい。

2 市立小中学校開放施設使用料減免に係る添付書類について

「市が後援し、又は賛助する行事に利用するとき」を理由とする減免申請書に、そのことが確認できる書類の添付がないものが見受けられた。確認できる書類の添付は必要と思われる。

適正な事務処理をされたい。

3 旧糸島地区自治会館駐車場に係る行政財産使用料について

旧糸島地区自治会館駐車場の2時間の行政財産使用許可申請に対する使用許可に際し、使用料は、糸島市行政財産の使用に関する条例第3条第2項に基づき算定した年額を、365日で除した額となっていた。

同条例第3条第2項は、使用期間が1年に満たない場合については月割りとし、1月未満の期間については1月として算定した額とする旨が規定されている。

適正な事務処理をされたい。

4 公有財産の賃貸借契約に係る賃貸借料の算定について

公有財産の賃貸借契約に係る賃貸借料が、10円未満の端数処理について糸島市行政財産の使用に関する条例を適用し切捨てて算定されていた。糸島市公有財産貸付規則に10円未満を切り捨てる規定はない。

適正な事務処理をされたい。

5 行政財産の目的外使用料の減免に係る専決区分について

糸島市図書館敷地内の自動販売機設置に係る行政財産の目的外使用について、糸島市行政財産の使用に関する条例第7条第4号の規定に基づき使用料を減免されていたが、課長の決定となっていた。同条例第7条第4号は、公益上市長が必要と認めるときと規定されており、同号による減免であれば、市長決定が必要である。

適正な事務処理をされたい。

〈文化課〉

監査実施日：令和4年10月17日

1 契約保証金を免除する場合の実績資料の添付について

委託契約において、糸島市契約事務規則第24条第3号を根拠として契約保証金を免除していたが、実績となる契約書の写しが決定書に添付されていなかった。

財政課が示している「契約保証金事務の手引き」では、同条第3号を適用する場合、実績となる契約書の写し（2件）を決定書に添付することとされている。

適正な事務処理をされたい。

2 契約担当課の指摘事項について

伊都国歴史博物館管理及び清掃業務委託契約締結の決定書に添付された契約書案に、契約担当である財政課の意見として第三者への賠償責任の追記について指摘されていたが、契約書に反映されていなかったため確認すると、修正もれとのことであった。

適正な事務処理をされたい。

3 補助金実績報告書の添付書類について

文化財保護事業等補助金実績報告書の添付書類である契約書や写真等の「補助事業の成果を証する書類」が添付されておらず、報告書に編綴された支出内訳明細書及び事業の実施仕様書だけでは、事業の実施内容が確認できないものが見受けられた。補助金に係る実績報告については、事業の実施内容を確認できる書類の添付が必要と思われる。

適正な事務処理をされたい。

4 糸島市立伊都郷土美術館使用料減免に係る添付書類について

「市が後援し、又は賛助する行事に利用するとき」を理由とする減免申請書に、そのことが確認できる書類の添付がないものが見受けられた。確認できる書類の添付は必要と思われる。

適正な事務処理をされたい。

5 地域振興部長名で行う施設利用許可書及び減免決定通知書への市長印押印について

令和4年6月8日付け糸島市立伊都郷土美術館施設利用許可書及び減免決定通知書に地域振興部事務用糸島市長印が押印されていることについて説明を求めたところ、令和4年4月1日から事務委任により地域振興部長名で利用許可等を行うこととなったが、地域振興部長の公印が整備されるまでの間は、市長印を押印することで整理を行ったと

のことであった。

しかしながら、改正糸島市公印規則の施行日である令和4年5月23日以降については、地域振興部長印を押印すべきであったと思われる。

適正な事務処理をされたい。

6 糸島市立伊都郷土美術館使用料減免に関する基準について

糸島市立伊都郷土美術館使用料減免に関する基準第4条第2項では、「規定に反する不適切な利用が見られる場合は、糸島市立伊都郷土美術館条例第9条の規定により、以後の利用を許可しない。」と規定されている。

しかしながら、糸島市立伊都郷土美術館条例第9条には、減免団体が空調や施設の利用について不適切な利用が見られる場合に不許可とする旨の規定はないため、同条例と基準において、不整合があると思われる。必要に応じ、基準の改訂について検討されたい。

7 公有財産の目的外使用許可申請に係る許可書について

行政財産使用許可（変更）申請書に係る行政財産使用許可について、占用許可書を交付していた。

適正な事務処理をされたい。

8 公有財産の目的外使用許可に係る使用料について

糸島市立伊都文化会館内の自動販売機設置に係る建物の行政財産使用料を、糸島市行政財産の使用に関する条例第4条の規定により算定していたが、その算定に用いる建物の評価額が同条例施行規則第3条に規定する評価額とは異なるものとなっていた。

適正な事務処理をされたい。

〈人権・男女共同参画推進課〉

監査実施日：令和4年10月21日

1 委託業務実施計画書の承認について

糸島市人権センター空調設備機器保守点検業務委託契約書第7条では、「受注者は、委託業務実施計画書を作成し、この契約締結後速やかに発注者に提出してその承認を受けなければならない。」と規定されているが、承認が明確になされていなかった。

適正な事務処理をされたい。

2 補助金交付申請書について

糸島市社会福祉関係団体等補助金交付規程に基づく補助金の交付申請について、同規

程に規定する様式と異なる申請書となっているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

市民部

〈市民課〉

監査実施日：令和4年10月19日

1 手数料収納事務委託について

住民基本台帳の閲覧に係る手数料の収納は、収納事務委託を行っているため委託業者が現金を受受するとの説明であったが、委託契約書仕様書には、閲覧に係る手数料の收受について受注者の取扱いである旨が規定されていなかった。

適正な事務処理をされたい。

2 手数料減免に係る決定書について

糸島市手数料条例第7条各号該当の減免について、減免決定に係る決定書に記載されている件数に誤りがあった。また、同決定書に減免額が記載されていないため、減免額の確認ができなかった。

適正な事務処理をされたい。

〈税務課〉

監査実施日：令和4年10月24日

1 軽自動車税（種別割）の減免手続きについて

常時介護者が減免申請をする場合に必要とされる、運行計画書、契約書、常時介護が確認できるものが減免申請書に添付されておらず、申請者が常時介護者であることの確認ができなかった。

適正な事務処理をされたい。

2 固定資産税に係る減免手続きについて

固定資産税の減免申請について、所有者等納税義務者でない者からの申請が見受けられた。所有者等納税義務者から申請者への委任等を証するものはなく、また、減免申請書様式では所有者等納税義務者の個人番号の記載を求めていることから、適切な事務処理をされたい。

〈収税課〉

監査実施日：令和4年10月26日

1 支払い遅延に係る規定について

pipitLINQ サービス利用契約については、契約書第4条に「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律」に基づく支払遅延利息について規定されており、また、利用規約第16

条には「支払遅延損害金」について規定されていた。各規定の内容について説明を求めたところ、どちらも支払遅延の場合の規定であり、契約書第4条の支払遅延利息を適用するとのことであった。

規定が重複しているのであれば、疑義が生じることがないようにその内容について整理されたい。

2 郵便切手受払簿について

一般郵便物の郵便切手の管理用として作成している「郵便切手受払チェックリスト」について、受入枚数の欄がないため、受入枚数を、残数欄に「追加」表記で数量記載し、又は使用枚数欄に「-」表記で数量記載することで管理されており、実際の受入枚数が不明確であった。

切手についても金券であるとの認識を持ち、その管理については、適切な事務処理をされたい。

〈国保年金課〉

監査実施日：令和4年10月28日

1 契約保証金を免除する場合の決定書への明記について

糸島市国民健康保険・後期高齢者医療窓口業務委託契約は、糸島市契約事務規則第24条第1号を根拠として契約保証金を免除しているが、契約締結の決定書には同号を適用する旨の記載がなかった。

令和4年度訪問健康相談事業委託契約は、同条第7号を根拠として契約保証金を免除しているが、契約締結の決定書には同号を適用する旨の記載がなかった。

財政課が示している「契約保証金事務の手引き」では、契約保証金は、同条各号のいずれかに該当すれば免除できるが、その際は契約書及び決定書にその根拠を明確に示す必要があると規定されている。

適正な事務処理をされたい。

2 随意契約締結の決定書への随意契約の根拠及び理由の明記等について

糸島市国民健康保険・後期高齢者医療窓口業務委託契約締結の決定書には、契約方法について「プロポーザル方式」とのみ記載され、随意契約の根拠及び理由について記載されていなかった。

令和4年度訪問健康相談事業委託契約締結の決定書には、契約根拠について「地方自治法施行令第167条第1項第2号による随意契約」と記載されていたが、第2号に該当する理由について記載されていなかった。

随意契約は、一般競争入札の方法によらない例外的な契約方法であり、その根拠を具

体的に明らかにする必要がある。

適正な事務処理をされたい。

また、令和4年度訪問健康相談事業委託契約締結の決定書は、契約担当である財政課への合議がなされておらず、見積書の添付もなかった。

見積書の添付について説明を求めたところ、福岡県国民健康保険団体連合会が提示した金額で契約を締結する3者契約であるためとの説明であったが、契約額については、決定書へその根拠を明記し、契約金額が確認できる書類の添付が必要と思われる。

適正な事務処理をされたい。

3 業務委託契約締結に係る決定書に添付された見積書について

未就学児均等割額軽減対応に伴う国民健康保険システム改修業務委託契約締結の決定書に添付された見積書は、原本ではなく写しとなっており、また、見積日が記載されていなかった。

適正な事務処理をされたい。

4 国民健康保険税に係る減免について

糸島市国民健康保険税条例第29条第1項第4号に基づく減免については、「糸島市国民健康保険税条例第29条第1項第4号に係る減免要綱」を定め、同要綱第4条では減免の決定について「市長は、減免の申請があった日から30日以内に、減免の可否を決定し、申請者に通知する」旨を規定している。しかしながら、申請の日から30日を超えて決定されたものが多数見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

5 延滞金の調定について

保険料延滞金について、調定決定がなされていなかった。

適正な事務処理をされたい。